

平成27年度 第1回 宇治市個人情報保護審議会会議録（公開用）

会議名	平成27年度 第1回 宇治市個人情報保護審議会
日時	平成27年7月14日（火） 午前10時00分～11時50分
場所	宇治市役所 8階 大会議室
出席者	（委員）松岡会長 市川委員 居波委員 大杉委員 近藤委員 鈴木委員 吉田委員 （事務局）本城副部長 松井主幹 脇本主事 吉野主事 大浦主幹（IT推進課） （実施機関）総務課 総務係 小野係長 （傍聴者）1名
1	開会
2	<p>本日の予定及び資料の説明について（事務局）</p> <p>(1) 本日の予定について</p> <p>ア 平成26年度個人情報保護制度運用状況について（報告事項）</p> <p>イ 防犯カメラの設置状況及び個人情報の収集等の管理運営の状況について（報告事項）</p> <p>ウ 特定個人情報保護評価について（報告事項）</p> <p>エ 宇治市個人情報保護条例の一部改正について（報告事項）</p> <p>(2) 資料説明</p> <p>事務局から、平成26年度個人情報保護制度運用状況、防犯カメラの設置状況及び個人情報の収集等の管理運営の状況について、特定個人情報保護評価について及び宇治市個人情報保護条例の一部改正についての資料の説明を行った。</p>
3	<p>報告事項 平成26年度個人情報保護制度運用状況について</p> <p>(1) 事務局から、資料に沿って、説明を行った。</p> <p>(2) 質疑応答</p> <p>（会長） ただいまの事務局の説明について、質問はあるか。</p> <p>（委員） 決定単位16番の救急活動報告書について、久御山町で発生した事故の内容であるが、これは宇治市への請求であるのか。</p> <p>（事務局） そうである。久御山町の消防から宇治市の消防へ出動の依頼があったため、宇治市が救急活動報告書を作成している。</p> <p>（委員） 不服申立てのあった戸籍の不正取得に使用された職務上請求書については、一定の事件性があり報道もされたことから、請求件数が多かったということか。</p> <p>（事務局） そうである。</p>
4	<p>報告事項 防犯カメラの設置状況及び個人情報の収集等の管理運営の状況について</p> <p>(1) 実施機関から、資料に沿って、説明を行った。</p> <p>(2) 質疑応答</p> <p>（会長） ただいまの実施機関の説明について、質問はあるか。</p>

（委員） 設置場所は路上犯罪の発生密度が高いところとのことであるが、これは警察からの聴取によるものか。

（実施機関） そうである。

（委員） 市内各駅周辺への設置が基本とあるが、今後増やしていくということか。

（実施機関） そうである。今年度は防犯カメラ2台分の予算を計上している。

（委員） 年度ごとの予算に応じて、順次増設していくということか。

（実施機関） そうである。

（委員） 提供件数2件とあるが、これはどのようなものか。

（実施機関） 警察からの捜査関係事項照会書に基づき、提供を行った。

（委員） どのような事件で、どのような理由で必要なのか、警察に確認するのか。

（事務局） 防犯カメラの映像に限らず、刑事訴訟法第197条に基づく照会は全庁的にあるが、本条に基づく照会だからといってすべて提供を行っているわけではなく、個人の権利利益を不当に侵害しないかなどを判断し、提供を行っている。その判断基準の1つとして、どのような目的で必要としているのか聴取し、提供を行うようお願いはしているが、警察の守秘義務との関係もあり、詳しくは説明を受けられない場合がある。

（委員） 具体的な被疑者の氏名などは難しいとは思いますが、事件の概要を聴取することもできないのか。

（実施機関） 2件の提供について、いずれも事件の概要は聴取しているが、詳細については確認できていない。聞き取りが可能な範囲は聴取した上で提供を行っている。

（委員） 提供を行った2件については、どのくらいの時間の映像であるのか。

（実施機関） 3時間及び6時間である。

（委員） 刑事訴訟法第197条の規定には、提供を行うための要件などは定められていないため、可能な限り映像の必要性などを確認すべきである。

（委員） 犯罪が起こった際に映像の提供を行っているが、本来の目的は犯罪の防止である。犯罪防止という観点で、効果の分析が必要だと思うが、いかがか。

（実施機関） 設置したのが昨年9月であるため、現時点では数値として効果を説明できるものはない。

（委員） 要項に「見やすい位置に防犯カメラを設置している旨を表示する」とある。次回以降の報告に、その表示がわかる写真を追加していただきたい。

（委員） 犯罪の防止についてどのような効果が出ているのかについても、可能であれば報告をお願いしたい。

（委員） 日本語での表示だけなのか。大阪では、日本語以外にも中国語や韓国語でも表示している。

（実施機関） 言葉ではなく、イラストでの表示なども検討したい。

（会長） 他に質問がなければ、本件についての報告は終了とする。

5 報告事項 特定個人情報保護評価について

(1) 事務局から、資料に沿って、説明を行った。

(2) 質疑応答

(会 長) ただいまの事務局の説明について、質問はあるか。

(委 員) 特定個人情報保護評価書は全部で18項目作成されており、その中の1つを参考として説明されたということでもいいか。

(事務局) 18項目の内、重点項目評価を行ったものは2つあり、地方税の賦課徴収事務を例として説明した。

(委 員) 14ページ等の電子記録媒体の項目には、わざわざフラッシュメモリを除くとあり、フラッシュメモリは別項目とされているがなぜか。

(委 員) 14ページから16ページには特定個人情報の提供・移転について記載されており、冒頭部分で提供を行っているものが56件、移転を行っているものが21件とされているが、提供については「提供先5」まで、移転については「移転先1」までしか記載されておらず、冒頭部分との関係がよくわからない。

(事務局) 手引書を確認したが、フラッシュメモリとそれ以外の電子記録媒体を切り分けている理由まではわからない。特定個人情報の提供・移転の件数については、「提供先1」は法別表第2の第1欄に掲げる者ということで、別紙1を参照となっており、40ページから43ページにかけて56件の提供先を記載している。同じように、「移転先1」は別紙2を参照となっており、44ページに21件の移転先を記載している。提供先・移転先の詳細は、別紙に委ねるという仕組みである。

(委 員) 56件と21件の意味はわかるが、「提供先1～5」との関係がわからない。

(委 員) 34ページの「7. 特定個人情報の保管・消去」の②で、「過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」とあるが、個人情報に関する重大事故とは、どのようなものを指すのか。

(事務局) ここでいう重大事故とは、評価実施機関が法令に基づく安全管理措置義務を負う個人情報を漏えい、滅失又は毀損した場合であって、故意による又は個人情報の本人の数が101人以上のものをいう。ただし、配送事故等のうち、当該評価実施機関の責めに帰さない事由によるものは除く。

(委 員) 36ページの監査について、自己点検と内部監査は何が違うのか。

(事務局) 自己点検は、あくまで評価を行った者自身による点検である。内部監査とは、評価実施機関内の他部署の職員による監査である。

(委 員) この重点項目評価書は、担当課が作成したのか。

(事務局) そうである。

(委 員) 先ほどの特定個人情報の提供先が56件というのは、間違っているのか。

(委 員) 例えば、提供先2の特別徴収義務者や提供先3の納税義務者はかなりの件数があると思う。

（事務局） 番号法の第19条第7号で別表第2に掲げるものについては特定個人情報の提供が可能とされており、その別表第2の内、56項目を別紙1で「提供先1」として記載している。この他にも提供することができる条文があり、それらを別表第2以外の提供先という形で「提供先2～5」に記載している。あくまで、別表第2の内、提供を行うのが56件ということである。

（委員） 別紙1が56件というのは「提供先1」についてであり、「提供先2～5」とあるため、これらを含めると少し数字が合わないのではないか。

（委員） 数字を挙げている以上、どのようにカウントするのか、統一しなければならないのではないか。

（事務局） 「提供先1」が56件という書き方をしているが、わかりにくいのは事実である。

（委員） 56件プラス4件で60件になってもおかしくないのではないか。

（委員） 34ページの「7. 特定個人情報の保管・消去」の①で、事故発生時の手順の策定・周知は十分に行っていると記載している。これは自己点検でそう判断したということか。

（事務局） そうである。

（委員） 全項目評価書を作成するとすると、この個人情報保護審議会が第三者点検を担当するということか。

（事務局） そうである。各担当課が作成した評価書を、審議会でも第三者点検を行っていただく。

（会長） 委員から、修正しなければならないような箇所の指摘もあったので、そこは検討していただきたい。

（事務局） 評価書について、国のガイドラインでは、年1回実情と齟齬がないか確認をすることとなっており、ご指摘も踏まえて再度点検し、修正すべきところは修正したい。

（会長） 他に質問がなければ、本件についての報告は終了とさせていただきます。

## 6 報告事項 宇治市個人情報保護条例の一部改正について

(1) 事務局から、資料に沿って、説明を行った。

(2) 質疑応答

（会長） ただいまの事務局の説明について、質問はあるか。

（委員） 第2条の施行が平成29年1月予定というのは、マイポータルの運用開始にあわせてということか。

（事務局） 他団体との情報連携が平成29年1月開始であり、それにあわせてである。

（委員） 平成26年度第6回審議会の資料13ページにロードマップ（案）とあり、個人番号の利用開始は平成28年1月からになっているが、これとは違うのか。

(事務局) 団体内ではそうであるが、団体間との連携が平成29年1月からとなっている。平成29年1月から国の機関間の連携を開始し、同年7月から地方公共団体との連携を開始することとなっている。

(委員) 1ページ表の改正条例第2条の欄で、情報提供等記録の利用停止請求を認めないとあるが、消去・利用の停止・提供の停止の全てを認めないということか。

(事務局) そうである。

(委員) 情報提供等記録は特定個人情報を利用・提供したという記録であり、その記録自体は何か不正があったとしても削除等できないということか。

(事務局) そうである。

(委員) 特定個人情報については、本人の委任による代理人からの請求も認めるということだが、その理由は何か。

(事務局) 市民の方は税であれば税理士、社会保障であれば社会保険労務士に委任していることもよくあり、開示請求の権限も含めて委任した方が、市民の利便性に資するという趣旨で国が請求者の拡大を図っており、各自治体も同様に改正している。

(委員) 委任されているということ、厳格にチェックしないといけない。

(事務局) 委任・受任の関係を示すものとして委任状等の確認、受任者の本人確認、委任者の本人確認の3点を徹底して行う。

(委員) 委任を受けるため、特定の資格を持っている必要はないということか。

(事務局) そうである。

(委員) 今国会に番号法の改正案が出ているが、条例に影響はないということか。

(事務局) そうである。今国会で提案されているのは、預金口座や予防接種関係等に利用範囲を広げようという改正であり、その審議が止まっている状況である。

(委員) 委任者や受任者の本人確認について、証明するものが何もないときはどのように確認するのか。

(事務局) 番号法が予定している本人確認は、個人番号カードの取得が前提とされている。今後の予定として、今年の10月に通知カードが発送され、希望者のみ平成28年1月から個人番号カードを発行する。個人番号カードは顔写真入りであり、本人確認も個人番号の確認も確実にできるため、国では個人番号カードの取得を推奨することとしている。

(委員) 現在発行されている住基カードはどうなるのか。

(事務局) 個人番号カードが発行されると、住基カードは返納することになる。個人番号カードを発行しないのであれば、住基カードに記載されている有効期限内は使用できる。

(委員) 個人番号カードがない場合、通知カードと運転免許証等が必要とのことだが、運転免許証だけでは本人確認にならないのか。

(事務局) 運転免許証で本人確認はできるが、その方の個人番号の確認には通知カードが必要ということである。

平成27年度 第1回 宇治市個人情報保護審議会会議録（公開用）

- (委員) 受任者の本人確認には通知カードは不要ということか。  
(事務局) 受任者は本人であることが確認できれば良いので、不要である。  
(会長) 他に質問がなければ、本件についての報告及び第1回審議会は以上とする。

7 閉会

(会長署名)